

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子育て支援係

議案名

議案第85号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「厚労省基準」という。)の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 放課後児童クラブに配置が義務付けられている放課後児童支援員の資格基準について、専門職大学前期課程修了者を加えるものです。

学校教育法の一部改正において、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が新設されました。この改正に伴い、厚労省基準が一部改正され、条例で従うべき放課後児童支援員の資格基準について専門職大学前期課程修了者が加えられました。

(施行期日：公布の日)

2 放課後児童クラブにおける「みなし支援員(※)」に係る経過措置期間について現行の規定を5年間延長し、令和7年3月31日までとします。

※ 放課後児童支援員は知事等の行う認定資格研修を修了したものでなければならないが、研修を修了していない者であっても、現行では令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能です。

児童福祉法の一部改正で、厚労省基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改められ、市の判断でみなし支援員の期間延長が可能となりました。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

学校教育法の一部改正に伴い、厚労省基準の一部を改正する省令が制定され、平成31年4月1日に施行されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で児童福祉法の一部改正が行われ、令和2年4月1日から施行されます。児童福祉法及び厚労省基準の一部改正により、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続とクラブ運営の質の向上を図るため、みなし支援員に係る経過措置を延長するものです。